



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年6月29日火曜日 第1570号

## ◇ 目次 ◇ 規 則

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則..... 709

## 告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....	715
指定居宅介護支援事業者の指定.....	715
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	716
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	716
指定居宅サービス事業の廃止.....	716
貸金業者の登録取消し.....	717
土地改良区の定款変更の認可（3件）.....	717
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧（6件）.....	717
家畜人工授精師の免許証の交付.....	718
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	718
道路の区域変更（県道孫兵衛作壬生川線）.....	719
道路の供用開始（"）.....	719
道路の区域変更（県道湯山高縄北条線）.....	719
道路の供用開始（"）.....	720
道路の供用開始（一般国道197号）.....	720
道路の区域変更（県道宿毛津島線）.....	720
道路の供用開始（"）.....	720
道路の位置の指定.....	720

## 訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令.....	721
保健所長に対する事務委任規程等の一部を改正する訓令.....	721

## 公 告

土地の売払い.....	723
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....	724

## 公安委員会告示

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件の一部改正.....	724
---	-----

## 公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....	724
-------------------------------	-----

## 公営企業公告

土地の売払い.....	725
-------------	-----

## 雑 報

愛媛県市町村職員共済組合公告.....	726
---------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第45号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則を次のよ

うに定める。

平成16年6月29日

愛媛県知事 加戸守行

### 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

（趣旨）

**第1条** この規則は、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（引取業等の廃業等の届出）

**第2条** 法第48条第1項（法第59条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、引取業（フロン類回収業）廃業等届出書（様式第1号）によらなければならない。

（解体業等の廃業等の届出）

**第3条** 法第64条（法第72条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、解体業（破碎業）廃業等届出書（様式第2号）に解体業許可証又は破碎業許可証（以下「許可証」という。）を添付してしなければならない。

（許可証の再交付及び返納）

**第4条** 法第60条第1項又は第67条第1項の許可を受けた者は、許可証を破り、汚し、又は失った場合は、解体業（破碎業）許可証再交付申請書（様式第3号）に、破り、又は汚したときはその許可証を添付して知事に提出し、許可証の再交付を受けることができる。

2 前項の規定により許可証の再交付を受けた者は、当該許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、直ちに知事にその許可証を返納しなければならない。（引取業者登録簿及びフロン類回収業者登録簿の閲覧）

**第5条** 法第47条（法第59条において準用する場合を含む。）の規定により引取業者登録簿及びフロン類回収業者登録簿（以下「登録簿」という。）を閲覧に供するため、別表に掲げる場所に引取業者・フロン類回収業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を置く。

2 閲覧所の休業日は、愛媛県の休日定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）に規定する県の休日とする。

3 閲覧所における閲覧時間は、県の執務時間とする。

4 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある引取業者（フロン類回収業者）登録簿閲覧申込書（様式第4号）に必要な事項を記入し、知事の承認を受けなければならない。

5 前項の規定により閲覧の承認を受けた者（以下「閲覧者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 登録簿は、所定の場所で閲覧し、外へ持ち出さないこ

と。

- (2) 登録簿を亡失し、損傷し、若しくは汚損し、又はこれに加筆しないこと。
- (3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 登録簿の閲覧が終わったときは、確実に係員に返還すること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

6 知事は、閲覧者が前項の規定に違反した場合又はそのおそれがある場合には、その閲覧を禁止することがある。

7 登録簿の閲覧は、無料とする。

(書類の提出方法)

**第6条** 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、所轄の保健所長を経由しなければならない。

2 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、西条中央保健所長、今治中央保健所長、松山中央保健所長、八幡浜中央保健所又は宇和島中央保健所長に提出する場合にあっては正本1部、四国中央保健所長、新居浜保健所長又は大洲保健所長に提出する場合にあっては正本1部及びその写し1部とする。

#### 附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第2条、第5条、別表、様式第1号及び様式第4号の規定は、平成17年1月1日から施行する。

**別表**(第5条関係)

1	四国中央市三島宮川四丁目6番53号 愛媛県四国中央保健所内
2	新居浜市本郷三丁目1番5号 愛媛県新居浜保健所内
3	西条市喜多川796番地1 愛媛県西条中央保健所内
4	今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県今治中央保健所内
5	松山市北持田町132番地 愛媛県松山中央保健所内
6	大洲市田口甲425番地1 愛媛県大洲保健所内
7	八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県八幡浜中央保健所内
8	宇和島市天神町7番1号 愛媛県宇和島中央保健所内

## 様式第1号(第2条関係)引取業(フロン類回収業)廃業等届出書

## 引取業(フロン類回収業)廃業等届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
届出者 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)㊟  
電話番号

引取業者(フロン類回収業者)の名称又は氏名	ふりがな		
登録番号		登録年月日	年 月 日
廃業等年月日	年 月 日		
廃業等の理由	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87条。以下「法」という。)第48条第1項第1号該当 法第48条第1項第2号該当 法第48条第1項第3号該当 法第48条第1項第4号該当 法第48条第1項第5号該当		
備考1 廃業等の日から30日以内に提出すること。 2 次の者が提出すること。 (1) 死亡した場合 その相続人 (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者 (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人 (4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人 (5) その登録に係る引取業(フロン類回収業)を廃止した場合 引取業者(フロン類回収業者)であった個人又は引取業者(フロン類回収業者)であった法人を代表する役員			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

4 のある欄は、該当する の中にレ印を記入すること。

## 様式第2号(第3条関係)解体業(破砕業)廃業等届出書

## 解体業(破砕業)廃業等届出書

年 月 日

愛媛県知事

殿

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
届出者 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)㊟  
電話番号

解体業者(破砕業者)の名称又は氏名

ふりがな

登録番号

登録年月日

年 月 日

廃業等年月日

年 月 日

廃業等の理由

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87条。以下「法」という。)第64条第1号該当  
法第64条第2号該当  
法第64条第3号該当  
法第64条第4号該当  
法第64条第5号該当

備考1 廃業等の日から30日以内に提出すること。

2 次の者が提出すること。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) その許可に係る解体業(破砕業)を廃止した場合 解体業者(破砕業者)であった個人又は解体業者(破砕業者)であった法人を代表する役員

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

4 のある欄は、該当する の中にレ印を記入すること。

5 解体業許可証又は破砕業許可証を添付すること。

## 様式第3号(第4条関係)解体業(破砕業)許可証再交付申請書

解体業(破砕業)許可証再交付申請書			
年 月 日			
愛媛県知事		殿	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
申請者 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟			
電話番号			
再交付の申請をする 許可証の種類	解体業許可証 破砕業許可証		
許可番号			
許可年月日			
再交付申請の事由			
備 考	整理番号		
	受理年月日		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

4 のある欄は、該当する の中にレ印を記入すること。

5 印のある欄には、記入しないこと。

6 破り、又は汚した場合にあっては、解体業許可証又は破砕業許可証を添付すること。

様式第4号(第5条関係) 引取業者(フロン類回収業者)登録簿閲覧申込書

引取業者(フロン類回収業者)登録簿閲覧申込書

年 月 日

愛媛県知事

殿

申込者

住所

氏名

電話番号

引取業者(フロン類回収業者)の名称又は氏名

告 示

○愛媛県告示第1398号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成16年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3870103953	有限会社やわらぎ	愛媛県松山市福音寺町228-25	痴呆対応型共同生活介護	グループホームふうさんのおうち	愛媛県松山市松前町一丁目2-8	平成16年5月1日
3870103961	有限会社やわらぎ	愛媛県松山市福音寺町228-25	痴呆対応型共同生活介護	グループホームやわらぎ	愛媛県松山市枝松六丁目7-12	平成16年5月1日
3870103979	有限会社やわらぎ	愛媛県松山市福音寺町228-25	通所介護	デイサービスセンターモモ	愛媛県松山市松前町一丁目2-8	平成16年5月1日
3870104035	医療法人天真会	愛媛県松山市南高井町333番地	通所介護	デイホームひがしの	愛媛県松山市東野五丁目甲930-34	平成16年5月11日
3870104043	有限会社ヘルパーステーションひめ	愛媛県松山市勝岡町1098番地2	訪問介護	有限会社ヘルパーステーションひめ	愛媛県松山市勝岡町1098番地2	平成16年5月11日
3870600537	三菱電機ライフサービス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	福祉用具貸与	三菱電機ライフサービス株式会社西条支店	愛媛県西条市ひうち8番地6	平成16年5月12日
3870104050	有限会社山崎介護センター	愛媛県松山市富久町95番地5	痴呆対応型共同生活介護	グループホームとみひさ	愛媛県松山市富久町95番地5	平成16年5月13日
3870104068	有限会社瀬戸内メディカル	愛媛県松山市堀江町甲844番地6	痴呆対応型共同生活介護	アトラス奥道後	愛媛県松山市末町乙41番3	平成16年5月17日
3870104076	有限会社サンアルテ	愛媛県松山市築山町8番3号	通所介護	デイサービスよかよか倶楽部	愛媛県松山市築山町8番3号	平成16年5月21日
3870104084	医療法人河原医院	愛媛県松山市高岡町630番地3	訪問介護	指定訪問介護事業所ハピネス椿	愛媛県松山市今在家町三丁目9-29	平成16年5月21日
3870700345	社会福祉法人三善会	愛媛県大洲市春賀甲1688番地	痴呆対応型共同生活介護	グループホームはるか	愛媛県大洲市春賀甲1666番地1	平成16年5月21日
3873600344	森本建設株式会社	愛媛県喜多郡内子町内子575番地	通所介護	デイサービスセンターゆうなぎ	愛媛県喜多郡内子町城廻613番地1	平成16年5月21日
3873600351	森本建設株式会社	愛媛県喜多郡内子町内子575番地	痴呆対応型共同生活介護	グループホームゆうなぎ	愛媛県喜多郡内子町城廻613番地1	平成16年5月21日
3870600545	生活協同組合アイコープ	愛媛県新居浜市久保田町二丁目4番28号	訪問介護	アイコープ訪問介護サービス事業所西条	愛媛県西条市神拝甲454-2	平成16年5月21日
3870104027	特定非営利活動法人愛と心えひめ	愛媛県松山市末町甲9番地1	通所介護	通所介護事業所愛と心えひめ	愛媛県松山市末町甲9番地1	平成16年5月24日
3870104092	株式会社ハートウェル	京都府京都市中京区壬生坊城町12番13	福祉用具貸与	株式会社ハートウェル松山店	愛媛県松山市大可賀1-3-6	平成16年5月24日
3870300583	有限会社ライズ	愛媛県宇和島市佐伯町一丁目1-13	訪問入浴介護	訪問入浴サービスこころ	愛媛県宇和島市佐伯町一丁目1-13	平成16年5月24日
3871300129	うま農業協同組合	愛媛県四国中央市三島金子2-4-23	通所介護	J A うまデイサービスセンターあつたか荘土居	愛媛県四国中央市土居町土居885番地の1	平成16年5月26日
3870104100	有限会社ジー・エル・ファミリー	愛媛県松山市桑原七丁目1番36号	痴呆対応型共同生活介護	グループホームファミリー立花	愛媛県松山市立花一丁目1番23号	平成16年5月31日

○愛媛県告示第1399号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成16年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3870104019	特定非営利活動法人愛と心えひめ	愛媛県松山市末町甲9番地1	居宅介護支援	居宅介護支援事業所愛と心えひめ	愛媛県松山市末町甲9番地1	平成16年5月6日

3870200858	医療法人かとう内科	愛媛県今治市立花町一丁目10番5号	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所ゆうゆう	愛媛県今治市立花町一丁目10番5号	平成16年5月21日
3870200866	有限会社山茶花	愛媛県今治市阿方甲424番地1	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所ささんか	愛媛県今治市阿方甲424番地1	平成16年5月21日

## ○愛媛県告示第1400号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年6月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870102740	有限会社クオラ	愛媛県松山市高岡町747-2	訪問介護	オリオンケアサービス	愛媛県松山市谷町甲244番地5	愛媛県松山市高岡町747-2	平成16年4月8日
3873900421	吉田興産有限会社	愛媛県北宇和郡広見町大字内深田1067番地2	訪問介護	介護福祉サービスさくら	愛媛県北宇和郡広見町永野市638番地3	愛媛県北宇和郡広見町内深田1067番地2	平成16年5月1日
3873900421	吉田興産有限会社	愛媛県北宇和郡広見町大字内深田1067番地2	福祉用具貸与	介護福祉サービスさくら	愛媛県北宇和郡広見町永野市638番地3	愛媛県北宇和郡広見町内深田1067番地2	平成16年5月1日
3860691017	有限会社キャンパス	愛媛県西条市氷見丙1260番地2	訪問看護	訪問看護ステーションおれんじ	愛媛県西条市氷見丙1260番地2	愛媛県西条市神拝甲618番地1	平成16年5月26日

## ○愛媛県告示第1401号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年6月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870102880	有限会社クオラ	愛媛県松山市高岡町747-2	居宅介護支援	居宅介護支援事業所オリオンケアサービス	愛媛県松山市谷町甲244番地5	愛媛県松山市高岡町747-2	平成16年4月8日
3870103847	有限会社サンアルテ	愛媛県松山市築山町8番3号	居宅介護支援	居宅介護支援事業所よかよか倶楽部	愛媛県松山市柳井町一丁目10番7号	愛媛県松山市築山町8-3	平成16年5月1日
3870103888	えひめ中央農業協同組合	愛媛県松山市千舟町八丁目128番地1	居宅介護支援	J A えひめ中央居宅介護支援事業所	愛媛県松山市吉藤四丁目7-26	愛媛県松山市千舟町8-128-1	平成16年5月1日

## ○愛媛県告示第1402号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年6月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870102286	特定非営利活動法人エヌビーオー痴呆症高齢者を支える会	愛媛県松山市松前町一丁目2番地8	痴呆対応型共同生活介護	グループホームぶうさんのうち	愛媛県松山市松前町一丁目2番地8	平成16年4月30日
3870102302	特定非営利活動法人エヌビーオー痴呆症高齢者を支える会	愛媛県松山市松前町一丁目2番地8	通所介護	デイサービスセンターモモ	愛媛県松山市松前町一丁目2番地8	平成16年4月30日
3870103144	特定非営利活動法人エヌビーオー痴呆症高齢者を支える会	愛媛県松山市松前町一丁目2番地8	痴呆対応型共同生活介護	グループホームやわらぎ	愛媛県松山市枝松六丁目7番12号	平成16年4月30日
3870100561	社会福祉法人平成会	愛媛県松山市溝辺町乙539-1	訪問入浴介護	訪問入浴サービス道後	愛媛県松山市溝辺町539-1	平成16年5月1日



## ○愛媛県告示第1403号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり貸金業者の登録を取り消した。

平成16年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

商号又は名称	氏 名	主たる営業所の所在地	登 録 番 号	登 録 年 月 日	取 消 年 月 日
ジョイ企画	嶋崎 貴博	松山市緑町二丁目2番地8	愛媛県知事（1）第02022号	平成14年1月8日	平成16年6月21日

## ○愛媛県告示第1404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、川之江市妻鳥地区土地改良区（新名称・四国中央市妻鳥地区土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第1405号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北条市畑地帯総合土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第1406号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北条市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第1407号

今治市土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 今治市土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
  - 今治市土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
 

平成16年6月30日から7月28日まで
- 縦覧場所
 

今治市役所

## ○愛媛県告示第1408号

今治市桜井地区土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において

準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 今治市桜井地区土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
  - 今治市桜井地区土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
 

平成16年6月30日から7月28日まで
- 縦覧場所
 

今治市役所

## ○愛媛県告示第1409号

今治市乃万地区土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 今治市乃万地区土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
  - 今治市乃万地区土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
 

平成16年6月30日から7月28日まで
- 縦覧場所
 

今治市役所

## ○愛媛県告示第1410号

今治市波止浜地区土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 今治市波止浜地区土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
  - 今治市波止浜地区土地改良区定款の写し

- 2 縦覧期間  
平成16年 6月30日から 7月28日まで
- 3 縦覧場所  
今治市役所

○愛媛県告示第1411号

今治市清水地区土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 6月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 今治市清水地区土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
  - (2) 今治市清水地区土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年 6月30日から 7月28日まで

- 3 縦覧場所  
今治市役所

○愛媛県告示第1412号

今治市日高地区土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 6月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 今治市日高地区土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
  - (2) 今治市日高地区土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年 6月30日から 7月28日まで
- 3 縦覧場所  
今治市役所

○愛媛県告示第1413号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成16年 6月29日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	免許年月日	家畜の種類	免許資格	本籍地	現住所	氏名 生年月日
第1787号	平成16年 6月29日	牛豚	家畜人工授精の業務	愛媛県	南宇和郡一本松町広見724番地	池田一成 昭和56年12月9日

○愛媛県告示第1414号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、八幡浜市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年 6月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
愛媛県  
松山市一番町四丁目4番地2  
代表者 知事 加戸守行  
松山市北持田町122番地
- 2 埋立区域
  - (1) 位置  
八幡浜市真綱代乙69番2から同乙73番に至る地先公有水面
  - (2) 区域  
次の1点から18点までを順次直線で結んだ線並びに18

点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.34メートル）の公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（伊予小島灯台）は、北緯33度22分37秒、東経132度22分06秒の地点

1点は、基点から真北22度43分06秒4794.376メートルの地点

2点は、1点から真北182度51分48秒11.851メートルの地点

3点は、2点から真北275度12分11秒12.770メートルの地点

4点は、3点から真北284度39分11秒9.191メートルの地点

5点は、4点から真北291度58分43秒9.189メートルの地点

6点は、5点から真北300度02分06秒11.046メートルの地点

7点は、6点から真北308度51分33秒11.045メートルの地点

8点は、7点から真北316度22分52秒7.951メートルの地点

9 点は、8 点から真北 325 度15分47秒13.859メートルの地点  
 10点は、9 点から真北 332 度18分51秒17.446メートルの地点  
 11点は、10点から真北 292 度38分20秒3.481メートルの地点  
 12点は、11点から真北 330 度21分49秒19.240メートルの地点  
 13点は、12点から真北 312 度30分19秒7.342メートルの地点  
 14点は、13点から真北 304 度37分29秒9.914メートルの地点  
 15点は、14点から真北 290 度48分42秒16.257メートル

の地点  
 16点は、15点から真北 282 度17分24秒6.925メートルの地点  
 17点は、16点から真北 282 度17分11秒6.227メートルの地点  
 18点は、17点から真北22度39分44秒1.669メートルの地点  
 (3) 面積  
 1,188.41平方メートル  
 3 埋立ての免許の年月日及び番号  
 平成11年7月21日 愛媛県指令港第105号  
 4 しゅん功認可年月日  
 平成16年6月29日

○愛媛県告示第1415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成16年6月29日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	孫兵衛作壬生川線	東予市楠甲681番4から 同市楠甲682番3まで	旧	メートル 11.0~21.2	キロメートル 0.032	
			新	9.8~17.2	0.032	

○愛媛県告示第1416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成16年6月29日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	孫兵衛作壬生川線	東予市楠甲681番4から 同市楠甲682番3まで	平成16年6月29日

○愛媛県告示第1417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成16年6月29日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	湯山高縄北条線	北条市横谷字アシタニ乙273番4から 同字乙273番3まで	旧	メートル 4.8~11.0	キロメートル 0.070	
			新	9.4~19.0	0.070	
"	"	北条市横谷字林之元乙287番4から 同字足谷乙274番11まで	旧	5.0~9.0	0.215	
			新	9.0~17.4	0.215	

○愛媛県告示第1418号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯山高縄北条線	北条市横谷字アシタニ乙273番 4 から 同字乙273番 3 まで	平成16年 6月29日
"	"	北条市横谷字林之元乙286番 5 から 同字足谷乙274番11まで	"

○愛媛県告示第1419号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	西宇和郡保内町喜木 1 番耕地73番 6 から 同町喜木 1 番耕地68番 6 まで	平成16年 6月29日

○愛媛県告示第1420号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町高田甲2134番 2 から 同町高田甲793番 1 まで	旧	メートル 16.0~34.6	キロメートル 0.125	
			新	16.0~34.6 10.0~39.2	0.125 0.130	

○愛媛県告示第1421号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町高田甲2134番 2 から 同町高田甲792番 2 まで	平成16年 6月29日

○愛媛県告示第1422号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年 6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置  
喜多郡内子町内子1749番 3、1750番 3、1774番 5、1774

- 番 6、1774番 7 及び1774番 8 並びに1750番 3 地先里道及び  
1774番 5 地先水路
- 2 申請人の住所氏名  
喜多郡内子町内子2460番地  
株式会社西洲工務店  
代表取締役 西洲 菊寿
- 3 図面省略

訓 令

○愛媛県訓令第10号

庁 中 一 般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年 6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第 5号）の一部を次のように改正する。

第80条第 2 項及び第 3 項を削る。

様式第21号を次のように改める。

様式第21号 削除

附 則

この訓令は、平成16年 7月 1 日から施行する。

○愛媛県訓令第11号

庁 中 一 般  
地 方 局  
保 健 所

保健所長に対する事務委任規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年 6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

保健所長に対する事務委任規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

（保健所長に対する事務委任規程の一部改正）

第 1 条 保健所長に対する事務委任規程（昭和30年愛媛県訓令第 8号）の一部を次のように改正する。

本則中「については松山中央保健所長」の下に「、第63号から第64号の42まで」を加える。

本則第63号及び第64号を次のように改める。

63 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第19条の規定による指導及び助言をすること。

64 使用済自動車の再資源化等に関する法律第20条第 1 項の規定により、必要な行為をすべき旨の勧告をすること。

本則第64号の次に次の41号を加える。

64の 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律第20条第 2 項の規定により、フロン類回収業者に対し基準を遵守すべき旨の勧告をすること。

64の 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律第20条第 3 項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命

ずること。

64の 4 使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第 1 項及び第 2 項の規定による引取業者の登録及び登録の更新をすること。

64の 5 使用済自動車の再資源化等に関する法律第44条第 2 項の規定による引取業者の登録の実施の通知を行うこと。

64の 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第 1 項の規定により、引取業者の登録を拒否すること。

64の 7 使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第 2 項の規定による引取業者の登録の拒否の通知を行うこと。

64の 8 使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第 1 項の規定による引取業者の変更の届出を受理すること。

64の 9 使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第 3 項において準用する同法第44条第 2 項の規定による引取業者の登録の変更の通知を行うこと。

64の10 使用済自動車の再資源化等に関する法律第47条の規定に基づく引取業者登録簿の閲覧に関すること。

64の11 使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第 1 項の規定による引取業者の廃業等の届出を受理すること。

64の12 使用済自動車の再資源化等に関する法律第49条の規定により、引取業者の登録を抹消すること。

64の13 使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条の規定により、引取業者の登録を取り消し、又は事業の停止を命ずること。

64の14 使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条第 2 項において準用する同法第45条第 2 項の規定による引取業者の登録の取消し及び事業の停止の通知を行うこと。

64の15 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第 1 項及び第 2 項の規定によるフロン類回収業者の登録及び登録の更新をすること。

64の16 使用済自動車の再資源化等に関する法律第55条第 2 項の規定によるフロン類回収業者の登録の実施の通知を行うこと。

64の17 使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第 1 項の規定により、フロン類回収業者の登録を拒否すること。

64の18 使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第 2 項の規定によるフロン類回収業者の登録の拒否の通知を行うこと。

64の19 使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第 1 項の規定によるフロン類回収業者の変更の届出を受理すること。

64の20 使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第 3 項において準用する同法第55条第 2 項の規定によるフロン類回収業者の登録の変更の通知を行うこと。

64の21 使用済自動車の再資源化等に関する法律第58条第 1 項の規定により、フロン類回収業者の登録を取り消し、又は事業の停止を命ずること。

- 64の22 使用済自動車の再資源化等に関する法律第58条第2項において準用する同法第56条第2項の規定によるフロン類回収業者の登録の取消し及び事業の停止の通知を行うこと。
- 64の23 使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する同法第47条の規定に基づくフロン類回収業者登録簿の閲覧に関すること。
- 64の24 使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する同法第48条第1項の規定によるフロン類回収業者の廃業等の届出を受理すること。
- 64の25 使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する同法第49条の規定により、フロン類回収業者の登録を抹消すること。
- 64の26 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項及び第2項の規定による解体業の許可及び許可の更新をすること。
- 64の27 使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第2項の規定による解体業の不許可の処分の通知を行うこと。
- 64の28 使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定による解体業の変更の届出を受理すること。
- 64の29 使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定による解体業の廃業等の届出を受理すること。
- 64の30 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項及び第2項の規定による破砕業の許可及び許可の更新をすること。
- 64の31 使用済自動車の再資源化等に関する法律第69条第2項の規定による破砕業の不許可の処分の通知を行うこと。
- 64の32 使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定による破砕業の事業の範囲の変更の許可をすること。
- 64の33 使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第2項において準用する同法第69条第2項の規定による破砕業の事業の範囲の変更の不許可の処分の通知を行うこと。
- 64の34 使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定による破砕業の変更の届出を受理すること。
- 64の35 使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条において準用する同法第64条の規定による破砕業の廃業等の届出を受理すること。
- 64の36 使用済自動車の再資源化等に関する法律第90条第1項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。
- 64の37 使用済自動車の再資源化等に関する法律第90条第3項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 64の38 使用済自動車の再資源化等に関する法律第125条第1項の規定による解体業及び破砕業の許可に関する県警察本部長の意見を聴取すること。
- 64の39 使用済自動車の再資源化等に関する法律第127条の規定により、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めること。

- 64の40 使用済自動車の再資源化等に関する法律第130条第1項の規定により、関連事業者に報告をさせること。
- 64の41 使用済自動車の再資源化等に関する法律第130条第2項の規定により、情報管理センターに報告をさせること。
- 64の42 使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第1項の規定により、その職員に立入検査をさせること。

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

**第2条** 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2環境政策課の表23の部1の項(8)の次に次のように加える。

(9) 指導及び助言(第23条)				
(10) 勧告(第24条第1項、第2項)				
(11) 措置命令(第24条第3項)				
(12) 報告の徴収(第43条)				
(13) 立入検査(第44条第1項)				

別表第2環境政策課の表23の部2の項を次のように改め、同部3の項から8の項までを削る。

2 第二種フロン類回収業者に関すること。				
(1) 登録の実施又は拒否(使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)附則第19条の規定によりなおその効力を有するものとされている同法による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下この項において「旧法」という。))第29条第1項、第30条、第31条)				
(2) 国土交通大臣の通知に係る者の登録の実施又は拒否(旧法第30条第2項、第31条第2項、第32条)				
(3) 登録の更新(旧法第12条第1項、第2項、第30条、第31条、第33条第1項)				
(4) 変更の届出の受理(旧法第13条、第30条、第31条、第33条第1項)				

(5) 廃業等の届出の受理 (旧法第15条第1項、第33条)				
(6) 登録の抹消 (旧法第16条、第33条)				
(7) 登録の取消し等 (旧法第17条、第31条第2項、第33条)				
(8) 回収量等の報告に係る処理 (旧法第22条第2項、第33条、第34条)				
(9) 指導及び助言 (旧法第42条第1項)				
(10) 勧告 (旧法第43条第1項、第2項、第4項、第64条第1項)				
(11) 措置命令 (旧法第43条第6項、第64条第2項)				
(12) 報告の徴収 (旧法第70条)				
(13) 立入検査 (旧法第71条第1項)				

別表第2 廃棄物対策課の表中7の部を8の部とし、3の部から6の部までを1ずつ繰り下げ、2の部の次に次のように加える。

3 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関する事務	1 解体業及び破砕業の許可の取消し及び事業の停止命令 (第66条、第72条)				
	2 情報管理センターからの報告の受理 (第88条第4項から第6項まで)				
	3 県警察本部長の意見の聴取 (第125条第2項)				
	4 関係行政機関等に対する照会又は協力の要請 (第127条)				
	5 立入検査 (第131条第1項)				

別表第2 廃棄物対策課の表備考中「、2の部及び3の部9の項」を「から3の部まで及び4の部9の項」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第1条中本則第64号の次に41号を加える改正規定 (改正後の本則第64号の26から第64号の35まで、第64号の38から第64号の40まで及び第64号の42に係る部分に限る。) 及び第2条中別表第2 廃棄物対策課の表の改正規定 (改正後の同表3の部2の項に係る部分は除く。) は、平成16年7月1日から施行する。

**公 告**

**○公 告**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年 6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

物件番号	所在地	地目	地積
1	松山市立花三丁目35番9	宅 地	172.02m <sup>2</sup>
2	温泉郡重信町大字見奈良字 柚壽之木1231番3、1231番 6	宅 地 地 公衆用 道 路	260.75m <sup>2</sup> 11.00m <sup>2</sup>

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2155

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

物件番号	日時
1	平成16年8月9日 (月) 午前10時
2	平成16年8月9日 (月) 午後2時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時

物件番号	日時
1	平成16年8月23日 (月) 午前10時
2	平成16年8月23日 (月) 午後2時

- (2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館5階第3会議室

- (3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札

保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133

条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年 6月18日	特定非営利活動法人 鬼北福祉会	松 浦 岩 小	愛媛県北宇和郡広見町大字近永1310番地5	この法人は、痴呆性高齢者や高齢者の自立支援及びその家族の介護負担軽減を目的とし、個性を大切にしながらグループホーム等の在宅介護事業を行い地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年 6月18日	特定非営利活動法人 同和問題を考える市民の会	村 上 育 造	愛媛県松山市西垣生町520番地14	この法人は、松山市民を対象に、同和問題解決のための活動を行い、部落差別の解消に資することを目的とする。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第3号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件（昭和60年3月愛媛県公安委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成16年7月1日から施行する。

平成16年 6月29日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

第3項中「東京都港区虎ノ門2丁目5番21号」を「東京都江東区東陽四丁目11番38号」に改める。

第4項中「江口俊男」を「山本鎮彦」に改める。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第1号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年 6月29日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1の表警察法（昭和29年法律第162号）の項専決事項の欄第1号(2)中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改める。

別表2の1の(3)の表遊技機の認定及び型式の検定等に関する



る規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）の項を次のように改める。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）	1 第1条第7号八 <sup>(2)</sup> の規定による遊技機の点検及び取扱いを適正に行うに足りる能力を有する者の認定
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）	1 第1条第1項の規定による認定申請書の受理 2 第1条第4項第1号イの規定による遊技機の点検及び取扱いを適正に行うことができる者の認定 3 第1条第4項第2号イの規定による遊技機の点検及び取扱いを適正に行うことができる者の認定 4 第1条の2の規定による認定申請に係る書類に軽微な不備がある場合の補正の要求 5 第2条第1項の規定による遊技機の認定試験の実施 6 第2条第2項の規定による遊技機の再試験及び試験結果の報告に係る命令 7 第2条第3項の規定による遊技機及びその部品の提出要求 8 第3条第1項の規定による遊技機の認定の決定 9 第3条第2項及び第3項の規定による遊技機の認定結果の通知 10 第5条第2項の規定による認定を取り消す理由の通知及び弁明の機会の付与 11 第5条第3項の規定による遊技機の認定取消しの通知 12 第7条第1項の規定による遊技機の型式に係る検定申請書の受理 13 第7条第2項第3号への規定による同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有することにつき適正に判定することができる者の認定 14 第7条第2項第4号への規定による同一の型式に属する遊技機を輸入する者であることにつき適正に判定することができる者の認定 15 第7条の2第1項の規定による同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有する者であることの確認 16 第7条の2第2項の規定による確認申請書の受理 17 第7条の2第3項の規定による確認証明書の交付 18 第7条の2第4項の規定による変更届出書の受理 19 第7条の2第5項の規定による廃止届出書の受理 20 第7条の2第6項の規定による同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有する者であることの確認の取消し 21 第7条の2第7項の規定による製造業者に係る確認の取消しの通知 22 第7条の3の規定による検定申請に係る書類に軽微な不備がある場合の補正の要求 23 第8条第1項の規定による遊技機の型式に係る試験の実施 24 第8条第2項の規定による遊技機の型式に係る再試験の実施命令及び試験結果の報告命令

25 第8条第3項の規定による遊技機の部品の提出要求
26 第9条第1項及び第2項の規定による遊技機の型式に係る検定の実施及び検定結果の通知
27 第9条第1項の規定による検定申請のあつた遊技機の型式が技術上の規格に適合している旨の公示
28 第11条第2項第4号の規定による報告請求
29 第11条第2項第5号の規定による立入検査の実施
30 第11条第3項の規定による検定を取り消す理由の通知及び弁明の機会の付与
31 第11条第4項の規定による遊技機の検定の取消しの通知及び公示

附 則

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年6月29日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積  
四国中央市上柏町字柱尾1285番5  
宅地  
436.68平方メートル

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 2794

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

平成16年7月16日（金）午後2時  
売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時  
平成16年7月26日（月）午後2時
- (2) 入札及び開札の場所  
愛媛県四国中央市上柏町1290番地  
銅山川発電所
- (3) 入札書の提出方法  
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。  
イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効  
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
要

- (5) 落札者の決定方法  
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限  
ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。  
イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他  
詳細は、入札心得書による。

雑 報

○愛媛県市町村職員共済組合公告

愛媛県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成15年度決算の要旨を公告する。

平成16年6月29日

愛媛県市町村職員共済組合

理事長 榎 田 與 一

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分		短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年金支払
収	負担金	3,888,186 263,445	14,165,344	199,740	229,031					
	掛金	3,964,185 278,476	7,422,541		228,987					
	施設収入・商品売上					121,114			503,095	
	基礎年金交付金		2,044,550							
	利息及び配当金	72 5	1,734,813	254	102	12	1,141,261	288	1	
	組合員貸付金利息							384,651		
	その他収入	474,676	337,114	48	6,182	41,174	17,996	20,145	97,465	1,060,622
	他経理から繰入金			56,157		30,000				
	前年度繰越支払準備金	751,815	358							
	前年度繰越長期給付積立金		94,826,215							
計	9,078,934 541,926	120,530,935	256,199	464,302	192,300	1,159,257	405,084	600,561	1,060,622	
支	給付	4,603,216	19,603,672							1,060,665
	役職員給与			166,420	30,673	76,531	31,467	18,902	3,973	
	厚生費			184	353,382	90	30	20	10	
	旅費・事務費			12,478	7,662	3,029	3,898	3,572	687	
	商品仕入					1,687			499,315	
	飲食材料費									
	委託費			12,204		178				
	支払利息						792,981	331,923	19,145	
	連合会払込金	152,334	142,905					17,816		
	老人保健拠出金	2,223,101								
	退職者給付拠出金	1,100,386								
	介護納付金	542,110								
	基礎年金拠出金負担金		5,453,269							
	他経理へ繰入金	28,036	28,120		30,000					
	その他支出	391,939 599	268,460	59,199	23,020	125,070	16,588	29,376	73,823	557
次年度繰越支払準備金	740,495									

	次年度繰越長期給付積立金		95,034,509							
	計	9,239,507 542,709	120,530,935	250,485	444,737	206,585	844,964	401,609	596,953	1,060,622
差引当期利益金又は当期損失金( )		160,573 783		5,714	19,565	14,285	314,293	3,475	3,608	0

## 貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	665,760	22,684,672	391,964	415,187	70,611	23,276,954	40,913	1,185,541	
	固定資産		72,349,848	1,396	184	643,694	33,186,260	16,722,826		
	繰延資産									
資 産 合 計		665,760	95,034,520	393,360	415,371	714,305	56,463,214	16,763,739	1,185,541	
負 債	流動負債	66,878	11	1,174	9,782	7,023	54,877,604	28,473	95,536	
	固定負債	740,495		258,604	77,778	128,774	49,298	16,352,113	926,110	
	負債合計	807,373	11	259,778	87,560	135,797	54,926,902	16,380,586	1,021,646	
資 本	資本剰余金			504		545,654				
	長期給付積立金		95,034,509							
	利益剰余金又は欠損金( )	139,672 1,941		133,078	327,811	32,854	1,536,312	383,153	163,895	
資 本 合 計		141,613	95,034,509	133,582	327,811	578,508	1,536,312	383,153	163,895	
負 債 ・ 資 本 合 計		665,760	95,034,520	393,360	415,371	714,305	56,463,214	16,763,739	1,185,541	

(注) 短期経理の上段は短期、下段は介護

